

(9) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値(dB)
主として住居の用に供される地域	70dB以下
商工業の用に供される地域等 以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域	75dB以下